

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 令和7年度衛星画像データ整備（久慈・閉伊川区域） 1式
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年12月19日まで
- (4) 履行場所 岩手県農林水産部森林整備課（盛岡市内丸10番1号）

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 入札の日において、岩手県知事が定める令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。
- (4) 入札の日において、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者（(1)に掲げる者を除く。）でないこと。
- (6) 衛星画像を用いた解析能力を有する者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査等に必要書類として、次の書類を令和7年6月4日（水）午後5時までに、14(2)の場所に1部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
様式第1号の提出においては、代表者印のあるものとする。
 - イ 過去5カ年以内の衛星画像解析の業務実績を証する資料
- (2) 3(1)の書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された書類は、岩手県において審査するものとし、基本的仕様及び特質等が満たされると判断したもののみ、参加対象とする。
- (4) 審査結果は、令和7年6月5日（木）までに入札参加資格確認申請書に記載された担当者にファックス又はインターネットメールアドレスへの送信により通知する。

4 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合、次により質問書を提出すること。ただし、一般的事項に関しては随時電話等により照会して差し支えない。
 - ア 提出期限 令和7年6月4日（水）午後5時00分まで
 - イ 提出場所 14(2)の場所
 - ウ 提出方法 原則として、電子メールにより提出すること。
- (2) (1)の質問については、令和7年6月5日（木）までに回答することとし、岩手県のホームページにて閲覧に供する。

5 入札の方法等

- (1) 1(1)について総価で入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書を直接提出する場合は、6(1)の日時に6(2)の場所に持参すること。
- (3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、令和7年6月5日（木）午後5時までに14(2)の場所に必着のこと。
また、封筒の表面に次の事項を記載すること。
ア 氏名（法人にあつては商号又は名称）
イ 「6月6日入札 令和7年度衛星画像データ整備（久慈・閉伊川区域）の入札書在中」
- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年6月6日（金）午前10時00分
- (2) 場所
岩手県庁5階 5-J会議室

7 入札保証金

免除

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

9 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、「岩手県知事」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名（業務名）

10 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第100条（平成4年岩手県規則第21号）の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いが無い場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

12 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。
- (2) 郵送による場合は、「辞退扱い」とするものとする。

13 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が当該業務に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地、仕様書に関する照会先
岩手県 農林水産部 森林整備課 計画担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号 019-629-5782
電子メール AF0011@pref.iwate.jp